

産業廃棄物処理業		
(廃止 変更) 届出書		
令和 年 月 日		
那覇市長 殿	届出者	
	住所	沖縄県〇〇市××12番地の34
	氏名	株式会社 〇〇
		代表取締役 〇× △△
		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号	098-***-****
	F A X	098-***-****
年 月 日付け第	号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る	
以下の事項について (廃止 変更) したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容(規則第10条の 10第1項第2号に掲 げる事項を除く。)	汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。) を記載するため。	汚泥 石綿含有産業廃棄物を含む を取り扱っている。
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
廃止又は変更の理由	「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改正により、一部の廃棄物が、「汚泥(石綿含有廃棄物を含む。)」に変更されたため。	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

・〇〇〇〇で発生する汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)を排出事業者指定の処分業者に運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)	1.0t/月	泥状	〇×建設 沖縄県〇〇市・・	非該当	〇×環境 沖縄県〇〇市××11番地1
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

②積替え保管の具体的内容

積替え保管場所の所在地：沖縄県〇〇市×12番地1

No	産業廃棄物の種類	保管面積 / m ²	算定根拠	保管方法
		保管高さ / m		
		保管量 / m ³ (t)		
1	汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)	1.0 m ²	1.0×1.0×1.5=1.5m ³ 1.5×1.10=1.65t	蓋付きのドラム缶に入れ、屋内で保管する。
		1.5 m		
		1.5 m ³ (1.65 t)		
2	ばいじん(水銀含有ばいじん等)	1.5 m ²	1.0×1.5×0.5=0.75m ³ 0.75×1.26=0.95t	蓋付き容器に入れ、屋内で保管する。
		0.5 m		
		0.75 m ³ (2.8 t)		
3	廃酸(水銀含有ばいじん等)	1.0 m ²	1.0×1.0×1.0=1.0m ³ 0.75×1.25=1.25t	蓋付き容器に入れ、屋内で保管する。
		1.0 m		
		1.0 m ³ (1.25 t)		
4	金属くず	12.0 m ²	(2.0×3.0×1.5)×2 =18.0m ³ 18.0×1.13=20.34t (コンテナ2機分)	コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m		
		18.0 m ³ (20.3 t)		
5	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(再利用不可)	12.0 m ²	2.0×3.0×1.5=9.0m ³ 9.0×1.0=9.0t (コンテナ1機分)	コンテナにて保管し、上からシートを被せる。
		1.5 m		
		9.0 m ³ (9.0 t)		
6	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物	36.0 m ²	6.0×6.0×1.5=54.0m ³ 54.0×(1.48+1.0)/2 =66.96t	屋外にて容器を用いずに保管する。 適宜散水し、シートをかぶることで粉じん等の発生を防止する。
		1.5 m		
		54.0 m ³ (67.0 t)		
7		m ²		
		m		
		m ³ (t)		
8		m ²		
		m		
		m ³ (t)		

※那覇市では、施行規則第9条の2で定められた様式第六号の二(第3面)について、上記の記載事項を設け、(第3-2面)としています。

(第5面)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

汚泥 (石綿含有廃棄物を含む) を運搬する場合には、以下の措置を講ずる。

- ・耐水性のプラスチック袋等で二重にこん包し、飛散、流出を防止する。
- ・他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設ける。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

汚泥 (石綿含有廃棄物を含む) は、△△△△という保管方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設け、区分して保管する。

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	耐水性のプラスチック袋	用途	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日